

## 議員の寄附行為等禁止についてのお願い

榛東村議会は、村民の皆さまとクリーンな関係を保つため、公職選挙法の規定を守ります。村民皆さまのご理解とご協力をお願い致します。

議員が寄附をすること、議員に寄附を求めることなどは禁止されています。議員は、公職選挙法により村民の皆さまとのかかわりにおいて、選挙区内の人に①と②を除き、お金や物を贈ることが禁止されています。また、有権者が議員に対して寄附を求めることも禁止されています。

- ①議員本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ②議員本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

\*①や②であっても選挙に関するもの、通常一般の社交の程度を超えている場合は、処罰されることもあります。

### 禁止されている寄附の事例

- ・地域の各種行事や大会、祝賀会への寄附や差し入れ
- ・地域のお祭りへの寄附や差し入れ
- ・お中元やお歳暮
- ・病気や火災等見舞い
- ・開店祝の花輪やお祝い
- ・葬式の花輪や供花
- ・入学、卒業などのお祝い

### 村民皆さまへのお願い

ただし、会費が設定されている会で他の参加者と同等の会費を支払うこと等は、寄附行為にあたらなと考えられております。

村民皆さまにおかれましては、地域で行われる行事等で会費や実費が伴うものを議員に案内される場合には、案内状等に会費金額を必ず明記して通知くださいますようお願い致します。

### 年賀状等のあいさつ状の禁止について

答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状、その他これに類するあいさつ状（電報を含む）を出すことは禁止されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

### リンク

#### 総務省 寄附の禁止

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/-s/naruhodo/naruhodo08.html>